

利用者負担について

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を当園にお支払いただきます。
- (2) 当園は、市町村から特定教育・保育に係わる教育・保育給付費を法定代理受領いたします。ただし、法定代理受領を受けない時は、支給認定保護者から、特定教育・保育費用の給付を受けるものとします。
- (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担（実費負担）
前項の保育料のほか、教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払を保護者の方にご負担していただきます。

種類	理由	金額
1・2号認定こどもに係る主食費 副食費（3歳以上児） ※A 別紙副食費徴収について	パン代（週1回提供） 松本市公立保育園と同額	1食 75円 月額 4,500円
制服・制帽・通園カバン・スモック・運動着等（購入品・数量に応じた額）	登降園・園生活時に着用・使用するため	別途注文書等で案内
名札・出席ノートほか各種教材等費用	保育活動等で使用する ため	別途注文書等で案内
定期購読絵本代		別途注文書等で案内
鍵盤ハーモニカ代（購入者のみ）		別途注文書等で案内
保育教材「せんのあそび」		3歳児 税込450円 4歳児 税込800円 5歳児 税込840円
日本スポーツ振興センター災害共済加入費	保険代として	年額 200円
宿泊保育行事に係る費用（5歳児）	特別行事経費として	園長が定める金額
その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの		

※税込表示がない項目については非課税扱いとする。

※上表の金額等は、納入価格・消費税法の改正等により変更となる場合があります。

その場合は、その都度注文書・お便り等で事前にお知らせします。

※当園は、上記費用を現金で支払いを受けた場合は、領収書を交付（または領収印を押印）します。

※A 2号認定のお子さんで市民税額が基準額以下の場合全額免除となります。9月分の副食費から基準となる市民税の年度が替わります。免除対象者のみ個別に別途通知いたします。免除対象者以外の方は副食費月額4,500円を保護者負担でお願いしております。